

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省元一④)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>グローバルマーケットの戦略的な開拓</p>	<p>担当部局名</p>	<p>食料産業局(国際部、消費・安全局、生産局) 【食料産業局企画課／食文化・市場開拓課／輸出促進課／知的財産課／食品流通課／食品製造課、消費・安全局動物衛生課、生産局総務課】</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。 このため、今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。 また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。</p>	<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>食料の安定供給の確保</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策</p>	<p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第3 1(3)グローバルマーケットの戦略的な開拓 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂) Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>令和3年8月</p>

<p>施策(1)</p>	<p>官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進</p>											
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位での取り組みにとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていたことから、これを解消することが重要である。          このため、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討し、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進する。          また、輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因になっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを毎年作成・公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。          更に、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機として、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が整ってきていることから、日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するよう、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会などの国際イベントを積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する。</p>											
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進</p>											
<p>ア 農林水産物・食品の輸出額</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>指標－ 計算分類</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
						<p>年度ごとの実績値</p>						
					<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>元年度</p>	<p>F↑-他  国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定している。  「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円とするとされた目標を、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、平成31年に1年前倒し達成を目指すこととされたことを踏まえ、目標年を変更している。  なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。</p>		
	<p>4,497億円</p>	<p>24年</p>	<p>1兆円</p>	<p>元年</p>	<p>-</p>	<p>7,000億円</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>			
<p>把握の方法</p>	<p>出典: 貿易統計(財務省)  公表時期: 調査年度3月  算出方法: 貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計</p>											
<p>達成度合いの判定方法</p>	<p>各年の輸出額を基本としつつ、「農林水産物の輸出力強化戦略」を踏まえた品目別輸出団体はじめ関係者の取組状況等を総合的に分析し、判定する。</p>											

イ 新たなJASの制定件数	-	-	20件	2年度	-	-	-	-	-	S↑-他	<p>一般に、規格・認証の活用は、事業者間の取引等において、産品や取組の内容について説明・証明を容易にし、取引の円滑化や販路の開拓等に寄与するものである。</p> <p>今般、国内市場が縮小傾向にある中、海外市場での我が国の輸出力強化を図ることは喫緊の課題であるが、価値観や文化、商慣行が異なる者同士が取引を行う海外市場では、必要な情報や信頼の担保のため、規格・認証の活用が有効であるところ。</p> <p>以上を踏まえ、我が国の農林水産分野では低調であった規格・認証への戦略的対応を推進するため、事業者の発意に応じ、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定・活用し得るよう、JAS法を改正し平成29年6月に公布、平成30年4月に施行したところ。</p> <p>このような中、制度面の整備だけでなく、事業者が自らの強みを活かせる規格を制定し、取引に活用していくことが重要であることから、まずは事業者の発意に応じた新たなJASの制定を促進することとし、新たに制定されるJASの数を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、これまでよりもJAS制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成29年度から令和2年度までの間に20規格を制定することとして設定した。</p> <p>なお、規格制定には長期にわたる取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。</p>
					-	-	3件	11件	13件		
	<b>把握の方法</b>	調査方法:農林水産省告示JASの制定数を把握 データの所在:農林水産省食料産業局									
<b>達成度合いの判定方法</b>	各年度に新たに制定されるJASの数を基本としつつ、事業者が自らの強みを活かせるJASの素案の策定状況等を総合的に分析し、判定する。										

<b>施策(2)</b>	食品産業のグローバル展開										
<b>施策の目指すべき姿</b> 【目標設定の考え方根拠】	食品産業が持続的に発展していくためには、成長著しいアジアなど世界の食関連市場も取り込んでいくことにより、その事業基盤を拡大、強化していくことが重要な戦略の一つである。 このため、日本食や日本の食文化の海外への普及を図る取組とも連携しつつ、食品産業の海外展開を促進するための環境整備を推進する。										
<b>目標①</b> 【達成すべき目標】	食品産業の海外展開の促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度		年度ごとの実績値	27年度	28年度	29年度	30年度		
海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合(事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合)	-	-	90%	各年度	-	90%	90%	90%	90%	F ↑ -直	海外展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品関連企業に対し、具体的な進出計画策定等に係る支援を実施することにより、各企業の海外展開へフェーズを一段階進めることが重要である。そのため農林水産省では、食品関連企業の海外展開に係る事業可能性調査・実証等の取組を支援しているところである。 よって、当該事業の実施により、先駆的な海外展開の支援を行い、その結果を広く流布することにより、食品産業の海外展開の進捗度・浸透度を測るため、「その後の企業活動に活かされると評価された割合」を指標として選定した。 目標値については、事業成果報告会等の参加企業が「その後の企業活動に活かされる」と評価することが、当該事業成果の共有化が図られるとともに、企業の海外展開への機運を高めることに繋がることから、各年度90%と設定した。
	<b>把握の方法</b>		調査方法:「食品産業グローバル展開推進事業」において実施する事業可能性調査・実証等の成果を広く共有するため、事業成果報告会等を開催し、当該報告会への参加企業へのアンケートの結果において「その後の企業活動に活かされる」と回答した割合により把握 作成時期:翌年度4月(事業実績報告提出後) 算出方法:各事業実施主体の事業実績報告より集計								
	<b>達成度合いの判定方法</b>		達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:100%超、Aランク:90%以上100%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ 我が国食品産業の 現地法人数	1,071法人	27年	1,320法人	2年	1,070法人	1,120法人	1,170法人	1,220法人	1,270法人	S↑-差	<p>食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を測定指標として選定した。</p> <p>目標値については、我が国食品産業の現地法人数の近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により平成32年の法人数を1,320法人と推計した。</p>
					1,071法人	1,123法人	1,191法人	1,240法人	1,305法人		
	<b>把握の方法</b>	<p>出典:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)          作成時期:翌年度5月(上記出典発行後)          算出方法:「海外進出企業総覧」における業種別現地法人数を集計</p>									
<b>達成度合いの 判定方法</b>	<p>達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100          A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										

<b>施策(3)</b>	知的財産の戦略的な創造・活用・保護										
<b>施策の目指すべき姿</b> 【目標設定の考え方根拠】	6次産業化の本格的な事業展開や輸出促進、インバウンド需要の獲得に当たっては、地域におけるブランド製品の価値を十分に評価し、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組をいっそう強化することが重要である。 このため、国内外の市場において、戦略的に知的財産を生み出し(創造)、経済的価値につなげ(活用)、模倣品・海賊版から守る(保護)取組を推進する。										
<b>目標①</b> 【達成すべき目標】	知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化										
<b>測定指標</b>  ア 地理的表示が登録されている都道府県の数	<b>基準値</b>	<b>基準年度</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>年度ごとの目標値</b>					<b>指標一 計算分類</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
					<b>年度ごとの実績値</b>						
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
0都道府県	26年度	47都道府県	元年度	10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県	S↑-直	地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。 目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。 年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。	
<b>把握の方法</b>	調査手法: 特定農林水産物等登録簿により把握 作成時期: 年度末 データの所在: 農林水産省食料産業局										
<b>達成度合いの判定方法</b>	達成度合(%) = 地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満										

イ 我が国農産物の輸 出力強化につながる 品種の海外への登 録品種数	0品種	29年度	100品種	4年度	-	-	-	-	-	S↑-直	農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、日本の品種の海外流出を防ぐことが必要であることから、我が国の農産物輸出力強化につながる品種の海外への品種登録件数を測定指標として選定した。 目標値については、輸出促進上特に重要な食用農作物の国内における品種登録が年間100品種程度あり、このうち2割にあたる20品種の海外における登録を目指すことから、今後5年間で100品種とした。年度毎の目標値については、品種登録に要する期間は国内において平均2.7年程度であるが、海外への出願であること、果樹等は通常より長期になること等を考慮し、期間後半に増加するものとして設定した。
					-	-	0品種	9品種	65品種		
	<b>把握の方法</b>		調査手法：農林水産省による登録数の確認 作成時期：年度末(令和2年度以降) データの所在：農林水産省食料産業局								
<b>達成度合いの 判定方法</b>		達成度合(%) = 令和4年度末登録件数 / 令和4年度末目標値 × 100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
ウ アセアン諸国におけ るUPOV1991年条約 者 <sup>(注1)</sup> に準拠した法制 度整備の完了国数	2か国	29年度	6か国	9年度	-	-	-	-	-	S↑-直	東アジア地域におけるUPOV1991年条約に則った植物品種保護制度の整備状況を測定する指標として、アセアン諸国における法制度整備の完了国数を選定。 アセアン諸国におけるUPOV1991年条約加盟を促進することとしており、アセアン全10か国中過半として6か国に増やすことを目標値に設定。なお、法制度整備には長期の手續を要することから、年度毎の目標値は設定していない。
					-	-	2か国	3か国	4か国		
	<b>把握の方法</b>		調査方法：農林水産省によるUPOV理事会での加盟審査状況等を基に法制度整備状況を把握 作成時期：年度末 データの所在：農林水産省食料産業局								
<b>達成度合いの 判定方法</b>		達成度合(%) = 当該年度実績値(法制度整備国数) / 目標値 × 100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			元年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成31 年度行政事業 レビュー 事業番号
	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]				
(1) 種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-イ	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	-
(2) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年、平成30年改正)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	-
(3) 農業競争力強化支援法 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通・加工の合理化」を実現するために、農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(4) 日本農林規格等に関する法律(JAS法) (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(5) 食品流通合理化促進事業 (平成30年度) (関連:元-③)	-	-	335 (297)	278	(1)-①-ア	流通業者等による生産者と実需者を結ぶ商物流の確立やサプライチェーンを活用した輸出拠点の構築などの流通合理化が促進し、農林水産物の輸出拡大が図られることにより、輸出促進に寄与する。	0018
(6) 輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (主) (関連:元-③)	293 (256)	267 (238)	565 (378)	552	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行う。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行う。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0020



(7)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (主) (関連:元-③)	174 (161)	174 (166)	172 (152)	160	(1)-①-ア (3)-①-ア	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進する。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド製品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	0021
(8)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (主) (関連:元-①, ③)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	77	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要がある。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援する。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0022
(9)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主) (関連:元-③)	70 (69)	70 (70)	52 (48)	28	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進する。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0023
(10)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (主) (関連:元-③)	-	83 (69)	95 (90)	100	(1)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成及び育成者権取得経費を支援する。あわせて海外における植物品種保護に必要な技術的な課題の解決に向けた取組を行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を図るための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぎ、輸出促進に寄与する。	0025
(11)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (主) (関連:元-③)	-	45 (37)	41 (40)	47	(1)-①-ア (1)-①-イ	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJASを制定し、規格・認証を戦略的に制定・活用することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0026
(12)	輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	-	(1)-①-ア	戦略的に日本ブランドのPRを行い新たな海外マーケットの開拓を推進するとともに、それと連動して、事業者に対する商談支援による成約の拡大、分野・テーマ毎の重点的な販売促進の強化を図る取組を支援する。 この支援措置により 海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0028
(13)	海外需要創出等支援対策事業(平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	3,439 (3,263)	3,406	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0029

(14)	輸出環境整備緊急対策事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	(1)-①-ア	EU向けに、我が国の既存添加物(クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素)が含まれる日本産食品を輸出するようにするため、EUの食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験に関するデータの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請に必要な取組、EU等の輸出先国が求めるサルモネラ管理計画等の食品安全に係る検査に必要な取組を支援する。 この支援措置により、日EU・EPA等の発効で獲得する関税撤廃・削減のメリットを早期に輸出拡大につなげるため、輸出障壁に対応する環境整備を加速化し、畜産物及び加工食品の輸出拡大に寄与する。	0030
(15)	訪日外国人の経験を活用した輸出促進事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	(1)-①-ア	旅行期間中の食に関わる体験を海外での日本食・食品への需要拡大につなげるため、訪日外国人の日本の食への関心等に係る情報分析や発信等を強化し、海外における日本食・食文化の理解の深化を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	0031
(16)	植物品種等海外流出防止環境整備緊急対策事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	(3)-①-イ	海外における植物品種の育成者権保護のため、育成者権取得経費を支援する。あわせて海外に出願する際に、植物防疫等の問題から、出願先国への栽培試験に供する種苗の送付が困難となり品種登録が進んでいない場合があることから、出願先国に種苗提出が可能となるよう、信頼できる海外パートナーを確保する取組等に係る経費の支援を行う。 これら支援措置により海外における植物品種保護のための緊急的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流出を防ぎ、輸出促進に寄与する。	0034
(17)	地理的表示保護制度緊急対策委託事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-カ	日EU・EPAを踏まえたGIの保護対象の拡大に向けた流通等実態調査、EUを始めとする主要輸出先国での制度調査等を行うことにより、「総合的なTPP等関連政策大綱」に即するとともに、地理的表示(GI)の相互保護の促進による我が国農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	0036
(18)	タイ王国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業 (平成30年度) (主) (関連:元-③)	-	-	-	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産物の輸出強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	0037
(19)	コメ海外市場開拓戦略プロジェクト推進支援事業 (平成30年度)	-	-	750 (翌年度繰越)	(1)-①-ア	「農林水産物の輸出強化戦略」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえ、コメ海外市場拡大戦略プロジェクトの推進等によりコメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①戦略的輸出事業者が行う海外市場開拓等の推進、②日本産コメ・コメ加工品のプロモーション活動の強化(中国向け集中プロモーションや日本酒・米菓・包装米飯等の重点的PRなど)、③新たなビジネスモデルの構築等の実証的取組をそれぞれ支援を行うことで、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上に寄与する。	0045

(20)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連:元-③,⑤)	1,479 (1,475)	1,548 (1,492)	1,548 (1,525)	1,124	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出促進に寄与する。	0059
(21)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (平成20年度) (関連:元-③,⑤)	75 (74)	68 (68)	81 (81)	88	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾病の監視・診断体制を整備・強化する。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出促進に寄与する。	0060
(22)	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費 (平成28年度) 我が国のOIE認定施設活動支援事業 (令和元年度) (関連:元-③,⑤)	7 (7)	12 (5)	10 (8)	10	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築される。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出促進に寄与する。	0063
(23)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:元-③,⑤)	-	354 (314)	719 (673)	684	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ	官民協議会の運営と情報収集・専門的調査、二国間政策対話等の開催、海外進出に取り組む民間企業への支援を実施し、我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国のグローバルマーケットの戦略的な開拓に寄与する。	0066
(24)	グローバル産地づくり推進事業 (令和元年度) (関連:元-③)	-	-	-	153	(1)-①-ア	海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国の求める農薬規制・衛生管理に対応した生産・加工体制を構築するためのグローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨氏資する行為等の取組について支援する。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与する。	新31-0003
(25)	農林水産業におけるデータ保護・利活用推進委託事業 (令和元年度) (関連:元-③)	-	-	-	16	(1)-①-ア	高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI(人工知能)やIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業を推進しているところ、AI技術を利用するソフトウェアの利用段階におけるユーザーとベンダー間の権利関係の考え方が一般的に整理されておらず、契約トラブル等によりAI農業の開発・利用に支障が生ずるおそれがあるため、AIの利用に関する権利関係の考え方を整理する。 また、「スマート水産データベース」(仮称)が構築・稼働されることを踏まえ、将来的に水産業におけるデータの保護と利活用を促進するための環境整備する。 これらにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。	新31-0004

(26)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (令和元年度) (関連:元-③,⑨,⑪,⑬)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	23,241 の内数	(1)-①-ア	産地における高付加価値化等による販売価格の向上、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備等を支援する。 この支援措置により、日本の農産物・食品の輸出額増加に寄与する。	新31-0006
政策の予算額[百万円]		4,624 <0>	10,340 <0>	4,721 <0>	4,824 <0>			
政策の執行額[百万円]		4,208 <0>	9,024 <0>					

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。  
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	UPOV1991年条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)	植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約
----	--------------------------------	--